

【平成28年第2回定例会 健康福祉委員会委員長報告資料】

平成28年6月16日 健康福祉委員長 田村 伸一郎

○「議案第93号 川崎市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

《主な質疑・答弁等》

* 市内における指定地域密着型サービスの事業所数及び条例が適用される事業所数について

市内における指定地域密着型サービスの事業所は、小規模多機能型居宅介護事業所が40事業所、地域密着型通所介護事業所が192事業所であるが、本条例の適用となる小規模多機能型居宅介護事業所と地域密着型通所介護事業所が併設している事業所は、市内にはない。

* 小規模多機能型居宅介護事業所と居宅サービスの事業を行う事業所が同一敷地内とされる定義について

明確な定義はないが、所在地が同一の番地であるかどうかという点ではなく、建物同士が隣接している等の要件が必要であると考えている。

* 事業所従事者の賃金について

賃金等を始めとする介護報酬は、介護保険法の規定に基づいて決められており、今回の条例改正によって賃金が変わるということはない。

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第94号 川崎市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第98号 川崎市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

《主な質疑・答弁等》

* 市立川崎病院の近隣住民への対応について

今回の法改正の対象とされた病院は、特定機能病院と一般病床500床以上の地域医療支援病院である。川崎病院は、一定以上の規模があり、様々な機能を有していること、一般の病院より一層の地域医療連携を進めるべき病院であることから、対象となったものと認識している。近隣住民には一部負担を求めることになるが、制度の趣旨を御理解いただいた上で、地域の診療所への受診を勧めることを考えている。

* 市立井田病院及び多摩病院における平成27年度非紹介患者初診加算料徴収実績

について

井田病院については、月310件程度、多摩病院については、月570件程度である。

*** 川崎病院における市民に対する周知方法について**

院内におけるポスター等の案内の掲示、会計待合でのモニター放映、市政だより、市ホームページへの掲載及び報道機関への情報提供を行い、周知に努めていきたいと考えている。

*** 市内における対象病院について**

今回の法改正の対象となる市内の病院は、市立川崎病院のほか、関東労災病院及び聖マリアンナ医科大学病院の3病院のみである。

《意見》

- * 今回の条例改正は、健康保険法等の一部改正に伴うものであるが、一部改正法は外来医療の機能分化を図ることを目的としており、紹介状がない患者とのトラブルや病院に対する不信感につながる恐れがある。また、初診の加算料が5,000円、再診の加算料が2,500円と、市民にとってかなりの負担となる。さらに、今回の改正内容には、後期高齢者の保険料の特別軽減の廃止や65歳以下患者の入院時の食事代の段階的な値上げ等が含まれており、党として今回の法改正に反対のため、本議案には賛成できない。

《審査結果》

賛成多数原案可決

○「議案第100号 川崎市基金条例の一部を改正する条例の制定について」

《主な質疑・答弁等》

*** 東日本大震災被災者等支援基金の寄附の状況及び使用実績について**

平成28年5月31日時点で、寄附金の累計件数は721件であり、累計額は1億2,514万円である。また、基金の使用実績については、石油ストーブ等の被災地への支援物資として、7,482万3,000円、川崎市内に避難されている方への自立支援金等として、2,474万1,000円、被災地支援のイベント開催金として、2,148万2,000円、ボランティア派遣事業として、1,106万6,000円が挙げられる。

*** 条例改正後の東日本大震災への基金の受付について**

東日本大震災への基金の受付は、期限を定めておらず随時行っており、被災地のニーズに合わせて引き続き支援を行いたいと考えている。また、基金の受付の際には、その目的を確認しており、条例改正後は大規模災害被災者等支援基金に名称が変更となるが、東日本大震災支援のために集めた寄附金については、引き続き東日本大震災被災者等への支援のために充てられる。

*** 熊本地震への基金積立額の一般財源が1,000万円である理由について**

東日本大震災の際に、本市は2,000万円の一般財源を充てていたが、今回の熊本地震に関しては、被害の状況等から1,000万円が適当であると判断した。

*** 熊本地震への見舞金の財源について**

今回、既に送金している100万円の見舞金は、基金とは別に、市単独の予算で捻出したものである。また、今後他の自治体で大規模災害が発生した際の見舞金については、別途、議論をする必要があると考えている。

*** 本市における熊本地震関連に係る経費について**

災害物資の援助として3,000万円、復興支援補助金として1,000万円、災害見舞金として1,000万円を経費として見込んでおり、基金や一般財源から支出することを予定している。

《 審査結果 》

全会一致原案可決

○ 「精神障害者への交通運賃割引制度の適用を求める意見書（案）」

《 審査結果 》

全会一致意見書提出